

告示第 130 号

老人福祉センター実施要綱(平成 9 年要綱第 1 号)の一部を次のように改正し、
令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 20 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 1 条中「第 2 号」を削る。

第 3 条を削る。

第 4 条中「第 2 条」を「前条」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条を第 4 条とする。